

有害鳥獣捕獲報告アプリ導入業務

要求水準書

令和7年8月
大山町鳥獣被害対策協議会

1 事業名 有害鳥獣捕獲報告アプリ導入事業

2 目的

全国的に鳥獣による農作物等への被害が高い水準にある中、本町では、侵入防止柵等の設置に加え、捕獲従事者による有害鳥獣捕獲によって被害が徐々に抑えられている。しかし、その従事者も6割以上は60歳以上となり、罾の見回り、捕獲、運搬、埋設、行政への報告書類の提出等、狩猟者に掛かる負担の増大、後継者不足による捕獲頭数の減少及び農作物被害額の増加が懸念されている。

鳥獣捕獲業務の省力化や効率化に資する技術を導入し、持続可能な捕獲体制の推進を図っていくものである。

3 履行場所

大山町役場、受託者の事業所及び受託者の準備する国内データセンター

4 事業期間

(1) 導入（有害鳥獣捕獲報告アプリ導入業務委託契約の期間をいう。）

令和7年10月10日から令和7年11月28日

5 提案上限金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(1) 導入に係る費用

800千円（20ライセンス含む）

※次年度以降のサービス利用料について、年度ごとの予算額を保証するものではなく、本協議会の予算の減額又は削減があった場合は、契約を変更し、又は解除することがあります。

6 業務内容（要求水準）

有害鳥獣捕獲報告アプリ導入

(1) アプリ導入

スマートフォン端末でアプリを利用できること（GPS・画像）

Webブラウザで捕獲報告情報の管理ができること

(2) 必要なソフトウェア製品（ライセンス含む）の発注、納品

(3) クライアント環境

- ・Windows10pro 及び Windows11pro に対応すること。
- ・Web ブラウザは Microsoft Edge 及び Google Chrome に対応すること。なお、Java、ActiveX、.NET 等のプログラムを別途必要としないこと。
- ・スマートフォン端末（国内で市販されているもの）に対応すること。
- ・ユーザー数 最大100名程度に対応できること 初年度導入20名

- (4) 操作研修
- (5) マニュアルの作成
- (6) 導入プロジェクト管理
- (7) サービス利用
 - ・ 障害発生時の対応
 - ・ システムの最新バージョン又は機能改善版の提供
 - ・ システム不具合又は脆弱性の修正パッチの適用
- (8) サポート体制
- (9) アプリ要件
 - ア 管理者がアカウントの管理ができる
 - イ 捕獲情報が記録できる
 - ・ 捕獲場所（GPSにより位置情報取得）
 - ・ 捕獲日時、受付日時
 - ・ 捕獲従事者の識別（利用者ID）
 - ・ 捕獲個体（体長）
 - ・ 成獣・幼獣、性別の区分
 - ・ 獣種（イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、その他）
 - ・ 捕獲方法（銃、箱わな、囲いわな、くくりわな）
 - ・ 処分方法（埋設、食肉利用、焼却）
 - ・ 捕獲写真等画像データ
 - ・ ジビエ利用の有無
 - ウ 捕獲報告完了の確認ができる
 - エ 捕獲情報の集計ができる
 - オ 捕獲情報の出力・保存
 - ・ 有害鳥獣捕獲報告書の出力及び項目情報のCSV出力
 - ・ 証拠書類の電磁的記録（保管）ができる
 - カ 管理者機能（Webブラウザ）
 - ・ 捕獲情報の修正等ができる
 - ・ 確認方法（現地確認、搬入確認、書類確認、確認部位（尾、耳））の記録ができる
 - ・ ID、パスワード等によるアクセス制御ができる
 - ・ 捕獲情報等によるデータ分析ができる

7 そのほかの契約条件

(1) 全般事項

- ア 大山町財務規則（平成17年3月28日規則第45号）を準用する。

イ 契約内容等に疑義が生じた場合は、本協議会と協議のうえ決定するものとする。

ウ 受託者の責によるアプリ導入の遅延、要件の欠落、品質不適合等の発生のリスクについては、受託者が負担するものとする。

(2) 情報セキュリティ関連

ア 受託者は、本事業の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本事業完了後も同様とする。

イ 本協議会が所有するデータの漏えいを防止するため、データ取扱責任者を定めること。データ取扱責任者は、受託者の各人員が不必要に本協議会所有データを取り扱うことがないように、作業中の監視を行うこと。

ウ 受託者は、本事業に関わる各人員に対して情報セキュリティ教育を実施すること。

(3) 著作権等

ア 導入するソフトウェアの著作権等の権利関係については、予め本協議会に対して十分な説明を行い、本協議会の承認を得ること。

イ 納入物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、本協議会が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に本協議会の承認を得ることとし、本協議会は既存著作物について許諾された条件の範囲内で使用するものとする。

8 納品物

成果物

- ・ユーザーID情報等
- ・事業計画書
- ・研修資料、操作マニュアル、運用マニュアル
- ・会議録等の記録
- ・その他成果物